

2019年3月7日

株 主 各 位

第13回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

当社の第13回定時株主総会招集通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.livesense.co.jp>)に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

- ①会社の新株予約権等に関する事項
- ②会計監査人の状況
- ③業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要
- ④連結株主資本等変動計算書
- ⑤連結注記表
- ⑥株主資本等変動計算書
- ⑦個別注記表

株式会社リブセンス

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

	第4回新株予約権
発行決議の日	2015年3月12日
保有人数 当社取締役（社外取締役を除く）	1名
新株予約権の数	68個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	6,800株
新株予約権の発行価額	1株当たり1円
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり614円

(2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27,000千円
②	当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額につき、同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、上記場合のほか、監査役会は、会計監査人の適正又は独立性を害する事由の発生により、職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合等において、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社が取締役会において決議した内部統制に関する基本方針は以下のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - ② 外部の顧問弁護士等の専門家を通報窓口とする内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
 - ③ 監査役は、「監査役監査規程」に基づき、公正不偏な立場から取締役の職務執行状況について適宜監査を実施する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠くおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる。
 - ④ 内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合しているかを確認し、必要に応じて、その改善を促す。また、内部監査人は、監査の結果を代表取締役社長に報告する。
 - ⑤ 反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社及び子会社内に周知し明文化する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社の損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見なおす。また、経営推進部が主管部署となり、各部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として、全社的な対策を検討する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ② 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制
- a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 子会社の事業運営に関わる重要事項が当社に適切に報告され、所定の手続きに従い審議される体制を維持する。
- ② 当社の監査役及び当社の内部監査人は、上記①の報告を受けた上で必要と認めた場合は、子会社の取締役等及び使用人の職務執行状況の監査、指導を行う。
- b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、子会社の損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見なおす。また、子会社管理担当部門は、経営推進部と協力の上、当社グループ内におけるリスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、当社の代表取締役社長を統括責任者として、全社的な対策を検討する。
- c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社の取締役等の合理的な業務分掌及び責任の明確化を図るための各種社内規程の整備により、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営を推進する。
- d. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社は、子会社に、その事業内容や規模等に応じた教育活動や内部通報制度等のコンプライアンス推進体制を構築させ、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。なお、その人事異動・処遇については、取締役と監査役とが協議の上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

(7) 監査役への報告に関する体制

a. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。

② 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

b. 子会社の取締役及び監査役（以下併せて「役員」という）並びに使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

① 子会社の役員及び使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

② 子会社の役員及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、速やかに当社の監査役へ報告を行う。

(8) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なでないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、内部監査人と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査役は、会計監査人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- (1) 上記に掲げた内部統制システムの基本方針に基づき、当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況について、内部監査人が中心となり、重要な不備がないかモニタリングを実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。また、当社の各部門に対しては、コンプライアンスに対する意識づけを定期的に行い、その浸透及び体制の強化を図っております。
- (2) 当社は、内部通報制度を設けており、外部顧問弁護士等に内部通報窓口を設置し、通報者の氏名その他通報者を特定し得る情報が通報者の同意なく当社に対して明らかにならないような体制を整備しております。また、当該内部通報制度及び当社就業規則において、通報者は、内部通報を行ったことにより、不利益な取り扱いを受けない旨が定められており、当事業年度において、当該定めは遵守されております。

本事業報告の記載金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 自 2018年1月1日 ）
（ 至 2018年12月31日 ）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	235,227	223,677	2,951,881	△856	3,409,930
当連結会計年度変動額					
新株の発行	64	64			129
親会社株主に帰属する 当期純利益			285,188		285,188
連結除外に伴う利益剰 余金の増減			△12,901		△12,901
株主資本以外の項目の 当連結会計年度 変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	64	64	272,287	-	272,417
当連結会計年度末残高	235,292	223,742	3,224,168	△856	3,682,347

	その他の包括利益累 計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	1,612	1,612	8,525	21,161	3,441,229
当連結会計年度変動額					
新株の発行					129
親会社株主に帰属する 当期純利益					285,188
連結除外に伴う利益剰 余金の増減					△12,901
株主資本以外の項目の 当連結会計年度 変動額（純額）	△1,047	△1,047	-	△4,924	△5,972
当連結会計年度変動額合計	△1,047	△1,047	-	△4,924	266,444
当連結会計年度末残高	564	564	8,525	16,236	3,707,673

（注） 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

〔連結注記表〕

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社リブセンスコネクト

株式会社フィルライフ

新たに設立した株式会社リブセンスコネクト及び株式会社フィルライフを連結の範囲に含めております。

また、当社は、2018年9月13日開催の取締役会において、当社が発行済株式の70.3%を保有する連結子会社株式会社wajaの株式を一部譲渡することを決議し、2018年9月30日に譲渡いたしました。本件に伴い、当社が発行済株式の14.8%を保有する株式会社wajaは連結の範囲から除外しております。

なお、同社の損益計算書は当第3四半期連結累計期間まで連結しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。但し、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～10年
工具、器具及び備品	3～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 177,262千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	28,136,000	4,800	—	28,140,800

(注) 増加数の内容は以下のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 4,800株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末の新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当連結会 計年度末 残高 (千円)
		当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
第1回新株予約権	普通株式	115,200	—	4,800	110,400	—
第2回新株予約権	普通株式	27,200	—	—	27,200	8,098
第3回新株予約権	普通株式	305,000	—	—	305,000	305
第4回新株予約権	普通株式	122,000	—	—	122,000	122
	合計	569,400	—	4,800	564,600	8,525

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は自己資金で賄っております。一時的な余資につきましては普通預金で保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は主に本社オフィスの敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。投資有価証券については、非上場株式及び投資事業組合への出資であり、発行体の信用リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金はすべてが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスクの管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について経営推進部が取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しております。これにより、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク

投資有価証券は、定期的に発行体の財政状態をモニタリングしておりません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、経営推進部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）を参照ください。）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,235,481	3,235,481	－
(2) 売掛金	588,999	588,999	－
(3) 敷金及び保証金	131,730	103,985	△27,744
資産計	3,956,211	3,928,466	△27,744
(1) 未払金	313,064	313,064	－
(2) 未払法人税等	15,325	15,325	－
負債計	328,390	328,390	－

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金及び保証金

時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)未払金、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式及び投資事業組合への出資	83,055

(※) これについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 130円88銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 10円14銭 |

株主資本等変動計算書

(自 2018年1月1日)
(至 2018年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資 準 備 金	資 剰 余 金	本 金 計	そ の 他 利 益 金 剰 余 金	利 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	235,227	220,227	220,227	2,935,024	2,935,024	
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	64	64	64			
当 期 純 利 益				326,695	326,695	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	64	64	64	326,695	326,695	
当 期 末 残 高	235,292	220,292	220,292	3,261,720	3,261,720	

	株主資本		評価・換算 差額等		新 予 約 株 権	純 資 産 計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△856	3,389,623	1,612	1,612	8,525	3,399,760
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行		129				129
当 期 純 利 益		326,695				326,695
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△1,047	△1,047		△1,047
当 期 変 動 額 合 計	-	326,825	△1,047	△1,047	-	325,778
当 期 末 残 高	△856	3,716,448	564	564	8,525	3,725,538

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

〔個別注記表〕

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～10年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	176,888千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	4,172千円
長期金銭債権	39,022千円
短期金銭債務	21千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高の総額	162,366千円
売上高	8,703千円
売上原価及び販売管理費	153,662千円
営業取引以外の取引高	10,092千円
営業外収入	10,092千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	320	—	—	320

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動の部

繰延税金資産	
賞与引当金	16,367千円
未払事業税	4,179〃
その他	5,186〃
繰延税金資産小計	25,732千円
評価性引当額	△142〃
繰延税金資産合計	25,590千円
流動の部に計上した繰延税金資産の純額	25,590千円

固定の部

繰延税金資産	
貸倒引当金	15,214千円
関係会社株式評価損	21,434〃
投資有価証券評価損	28,754〃
減損損失	4,661〃
無形固定資産	35,076〃
資産除去債務	13,568〃
減価償却費	5,947〃
株式報酬費用	2,479〃
その他	6,014〃
繰延税金資産小計	133,152千円
評価性引当額	△84,986〃
繰延税金資産合計	48,165千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△249千円
繰延税金負債合計	△249千円
固定の部に計上した繰延税金資産の純額	47,916千円
繰延税金資産の純額	73,506千円

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	132円09銭
2. 1株当たり当期純利益	11円61銭